

海老名市住宅取得支援事業補助金

海老名で中古住宅を取得する方へ

最大 **50 万円** を市が補助します

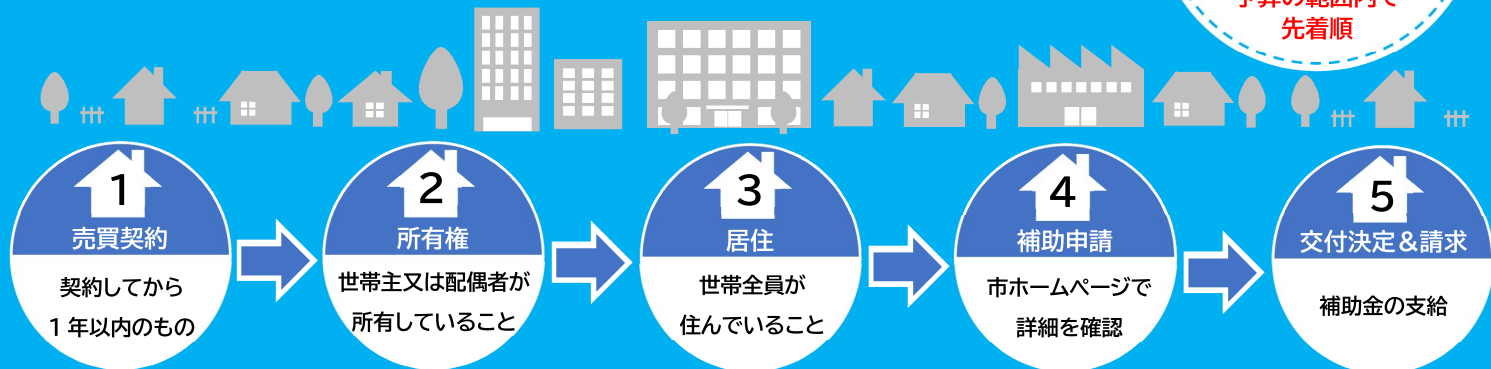
令和7年度受付

R7.4.1

～

R8.2.28

予算の範囲内で
先着順



子育て世帯支援型

子育て世帯が中古住宅を取得する費用の一部を補助します。

<対象者の主な条件>

- 1.住宅の購入者 かつ 所有者であること
- 2.世帯主と配偶者が 50 歳未満で 18 歳以下の子がいること
- 3.住宅に 10 年以上居住する意志があること

<住宅の主な条件>

- 1.戸建て住宅は築 10 年以上、分譲マンションは築 20 年以上
- 2.購入費用が土地代を含め 500 万円以上であること
- 3.売買契約日から 1 年以内であること
- 4.申請日までに世帯全員が住宅に居住していること
(令和7年1月1日～12月31日の間に居住開始していること)
- 5.現行の耐震基準を満たしている住宅であること

基本額:30 万円(補助額最大 50 万円)

加算①:子育て世帯員全員が市外から転入 10 万円

加算②:補助対象住宅が中古住宅流通促進区域にある 10 万円

近居・同居支援型

子世帯が新たに親世帯と近居又は同居を開始するために
購入した中古住宅の取得費用の一部を補助します。

<対象者の主な条件>

- 1.住宅の購入者 かつ 所有者であること
- 2.市内に 1 年以上居住している親世帯と、市内で近居又は同居する
子世帯の世帯主又は配偶者で、親の1親等内の直系卑属であること
- 3.住宅に 10 年以上居住する意志があること

<住宅の主な条件>

- 1.戸建て住宅は築 10 年以上、分譲マンションは築 20 年以上
- 2.購入費用が土地代を含め 500 万円以上であること
- 3.売買契約日から 1 年以内であること
- 4.申請日までに世帯全員が住宅に居住していること
(令和7年1月1日～12月31日の間に居住開始していること)
- 5.現行の耐震基準を満たしている住宅であること

基本額:30 万円(補助額最大 50 万円)

加算①:子世帯員全員が市外から転入 10 万円

加算②:補助対象住宅が中古住宅流通促進区域にある 10 万円



詳細は
海老名市の
ホームページまで

海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課 住宅政策係
☎046-235-9604 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1